

1. 東京 2020 大会の正式名称
2. 東京 2020 大会の目的

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成27年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
 1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
 「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
 「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
 「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
 史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

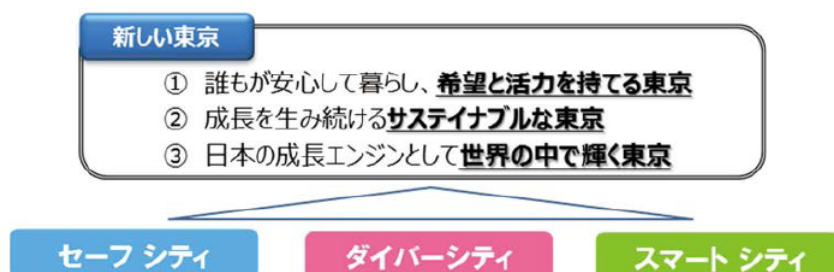


図 2.2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会のオリンピック競技大会を当初は2020年7月24日から8月9日まで開催し、また、パラリンピック競技大会を8月25日から9月6日まで開催する予定としていたが、オリンピック競技大会を2021年7月23日から8月8日まで、パラリンピック競技大会は2021年8月24日から9月5日までとする新開催日程で実施された。

実施競技数は、オリンピック 33 競技、パラリンピック 22 競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015 年 2 月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2021 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2021 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016 年 7 月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京 2020 大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017 年 1 月）」を策定した。本運営計画において、東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の 5 つとしている。

2018 年 6 月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義として SDGs への貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の 5 つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である 4 つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容

4.1 目 的

本施設は、大会組織委員会が東京2020大会時のオリンピックのトライアスロン及び水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロンの会場として必要な仮設施設の整備を実施した。

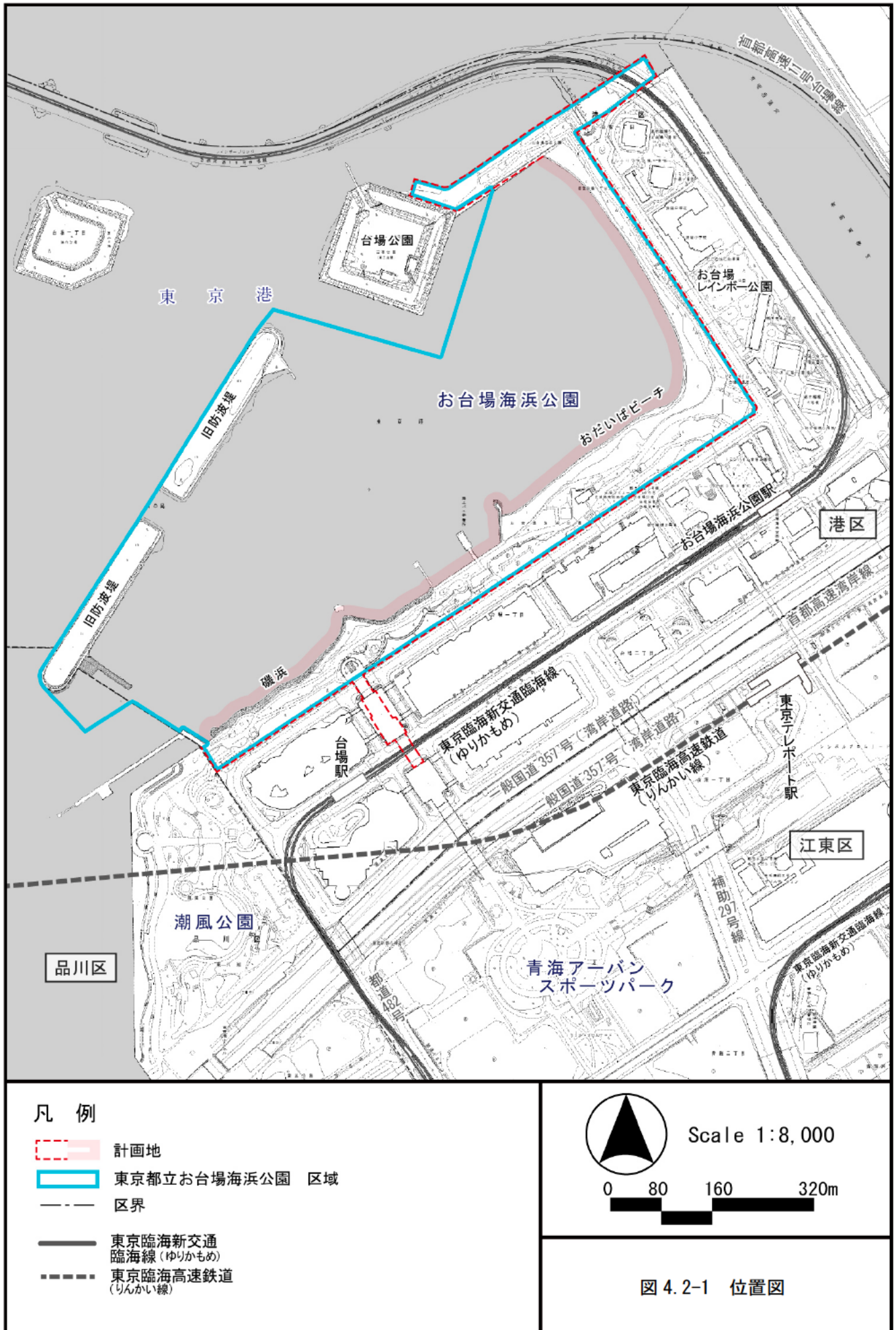
4.2 内 容

4.2.1 位 置

本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり東京都港区台場一丁目のお台場海浜公園に位置する。お台場海浜公園の開園面積は陸域約75,400m²、水域約435,400m²であり、計画地の範囲は陸域となる磯浜及びおだいばビーチを含む概ねの範囲である。

計画地は、昭和50年12月1日に開園した東京都の海上公園であるお台場海浜公園に位置しており、計画地の南西側には、オリンピックのバレーボール（ビーチバレーボール）の会場となった潮風公園が隣接している。

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



(c)NTT空間情報株式会社 (2018年4月撮影)

凡 例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園 区域
- 区界
- 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)



Scale 1:8,000

0 80 160 320m

写真 4.2-1 周辺の航空写真

4.2.2 事業の基本計画

大会時の配置図は図 4.2-2 に、会場の状況は、写真 4.2-2(1)及び(2)に示すとおりである。

計画地前面の水域に水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の競技エリアを配置した。トライアスロンのバイク及びランのコースは、図 4.2-3(1)～(3)に示すとおり、計画地内のほか、計画地外の周辺道路に設定した。計画地の中央に仮設観客席（最大で高さ約 6.9m）を整備するほか、仮設観客席の北東側に立見エリアを配置した。また、大会の運営のため、観客、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置した。

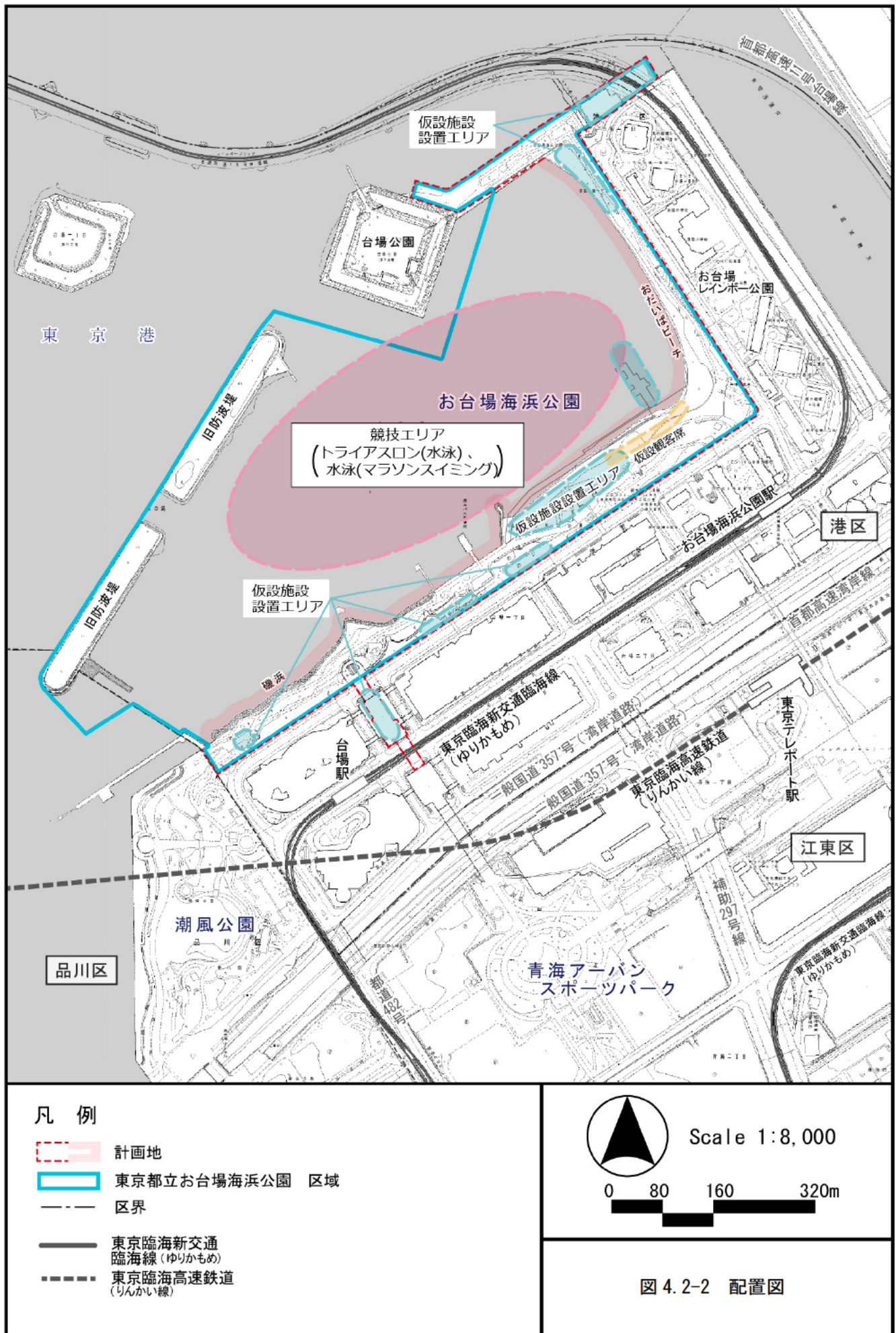
主な仮設施設である仮設観客席¹の断面図は、図 4.2-4 に示すとおりである。仮設観客席の設置座席数は、約 3,000 席であった。

仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画とし、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行った。復植を行ったクロマツ、マテバシイ、ウバメガシ、ベニカナメモチ等の高木は22本、低木のトベラやアベリアは109本であった。

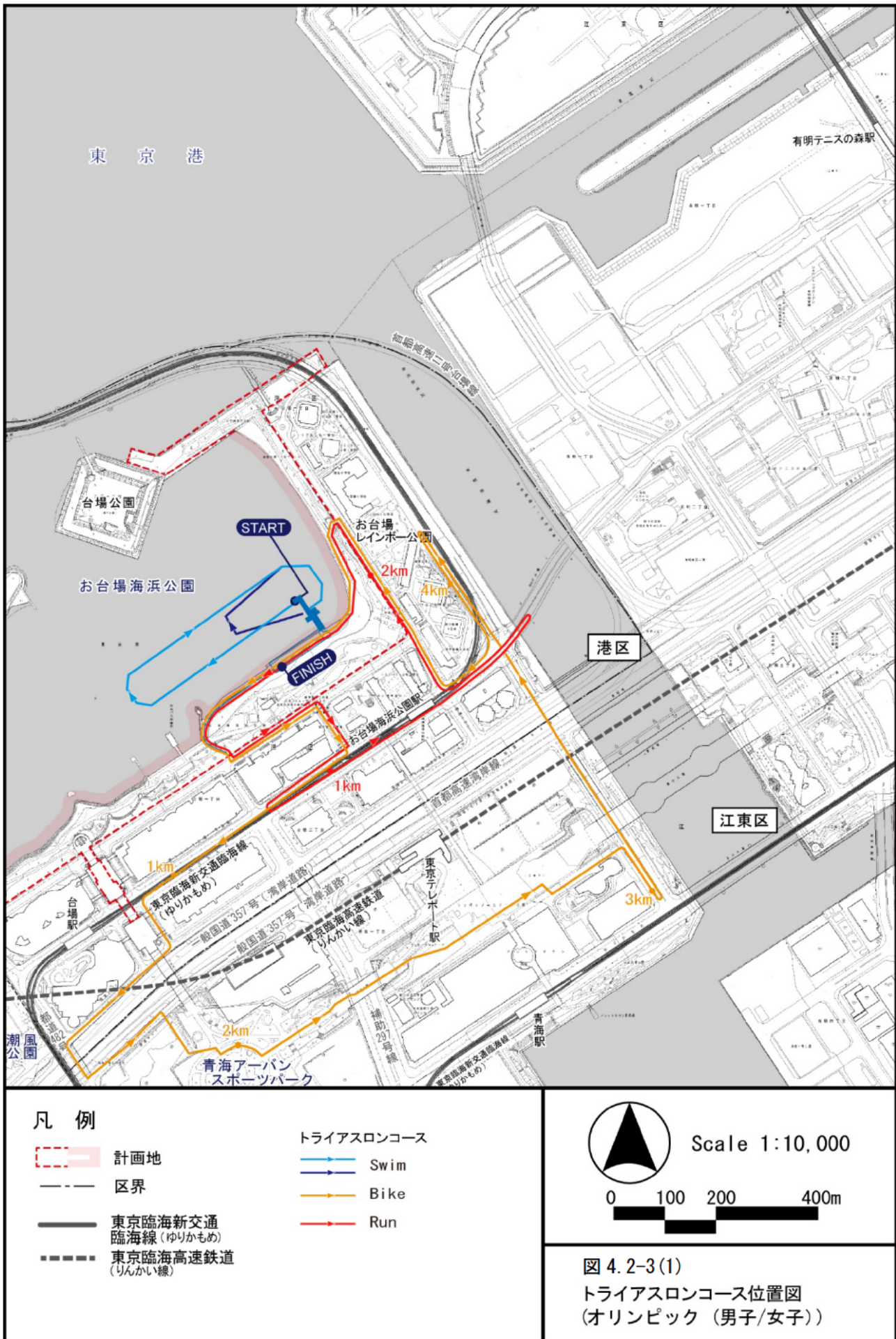
また、水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の実施に当たっては、アスリートが安全に、かつ安心して競技に臨めるよう水中スクリーンを設置した。水中スクリーンは、競技日のおよそ1ヶ月前に当たる2021年6月30日までに設置した。水中スクリーンの設置位置は、台場公園（第三台場）と旧防波堤（鳥の島）の間（延長約110m）とお台場海浜公園と旧防波堤（鳥の島）の間（延長約350m）の2箇所とした（p.37の図を参照）。

¹ 仮設観客席については、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工した。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限り行われた。

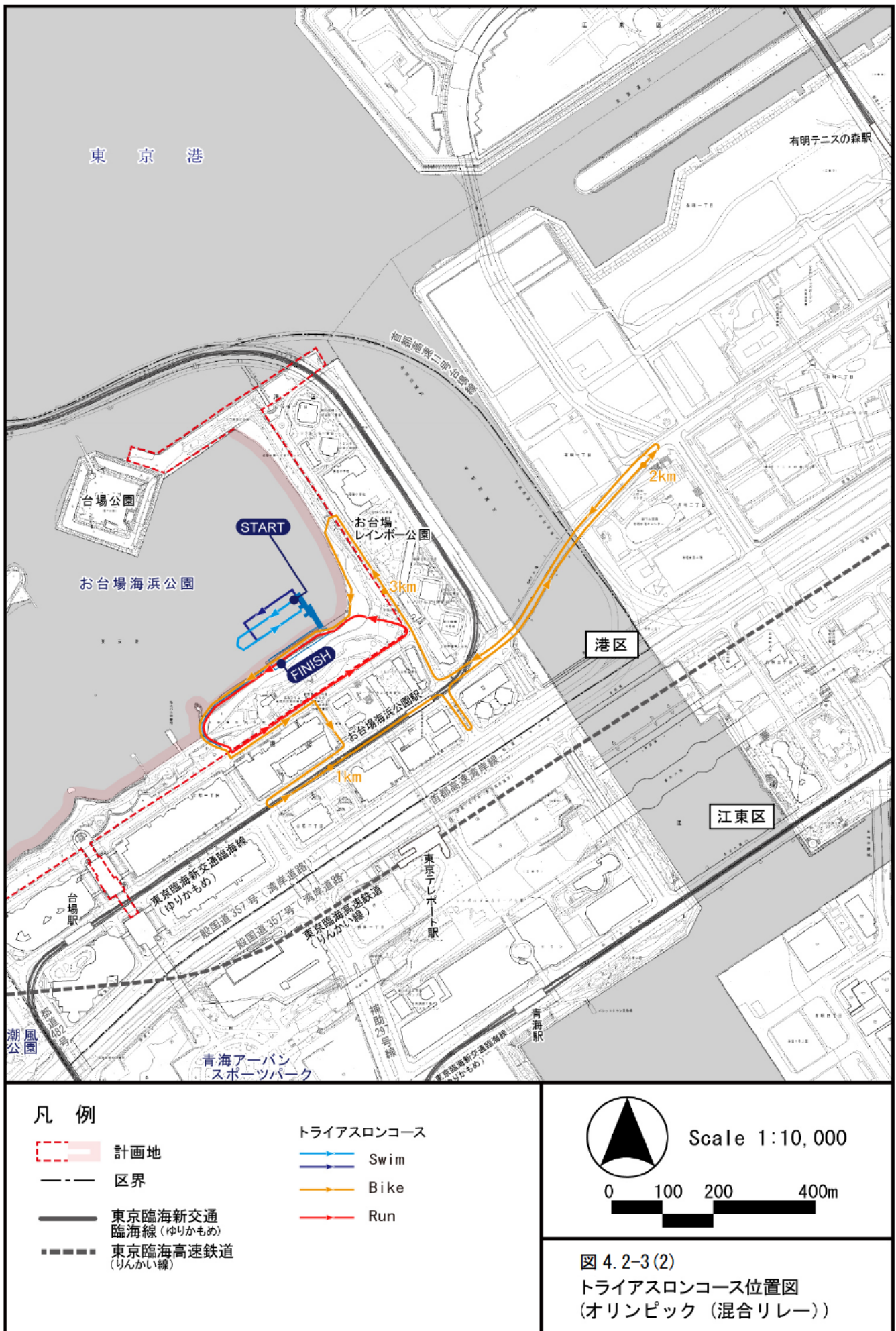
4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



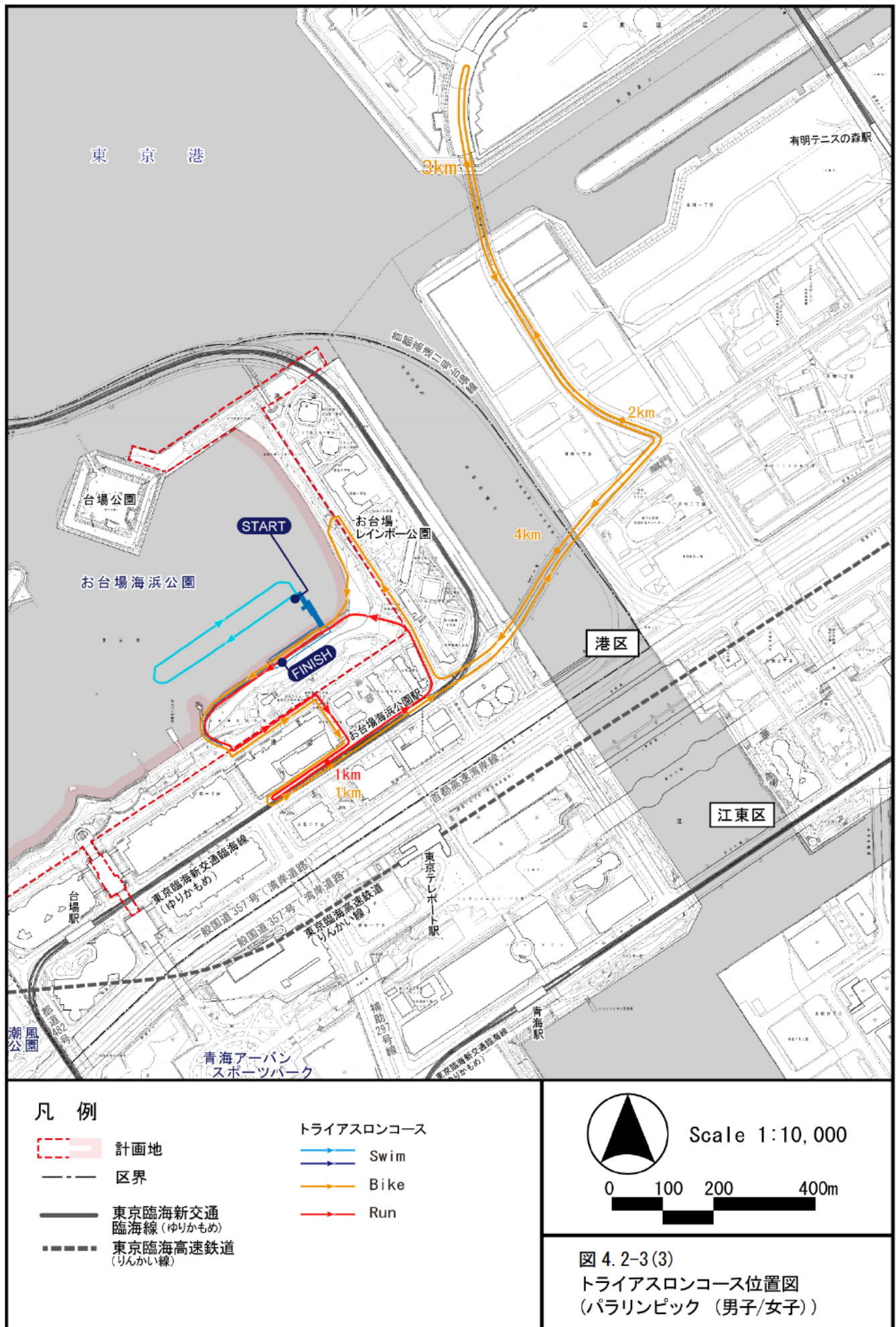
4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



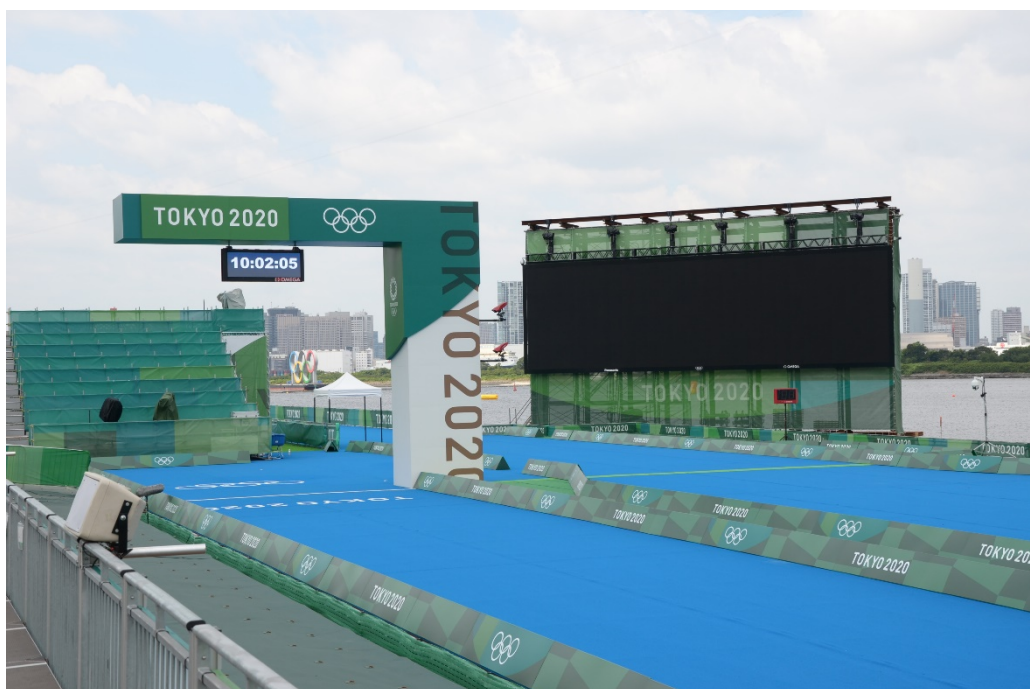


写真 4. 2-2 (1) 会場の状況（フィニッシュ地点）



写真 4. 2-2 (2) 会場の状況（スタート地点及び遠景は仮施設設置エリア）

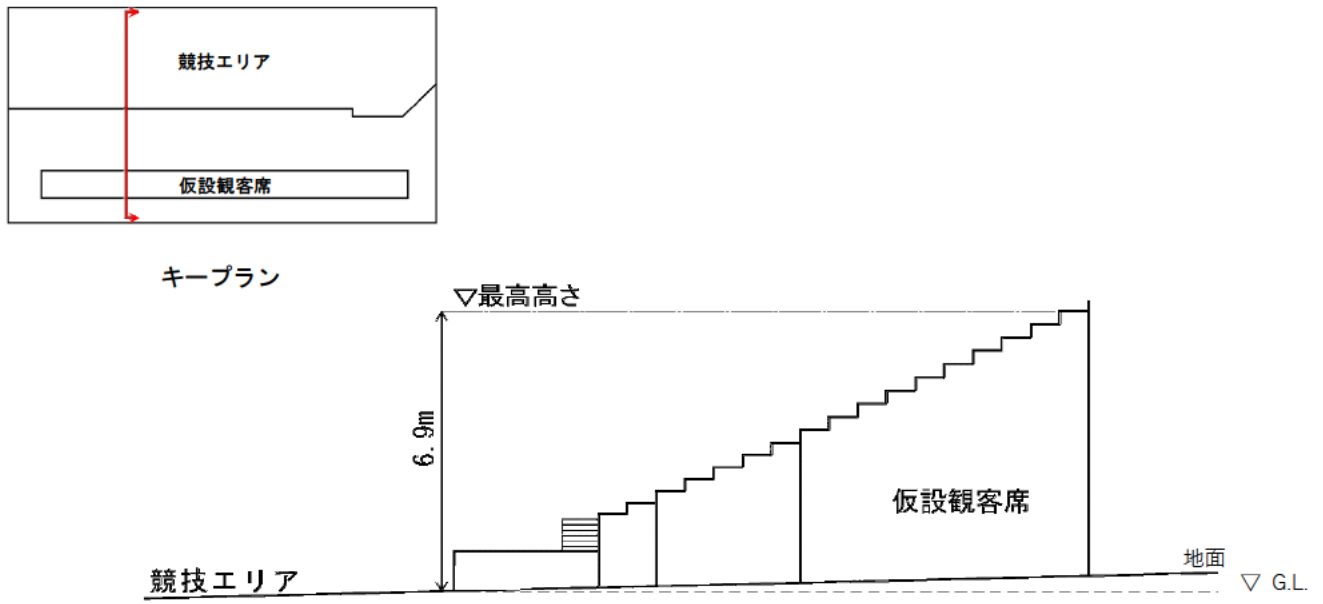


図 4.2-4 断面図

4.2.3 施工計画

(1) 工事工程

工事工程は、表 4.2-1 に示すとおりである。

東京 2020 大会前の仮設施設整備については、2019 年 11 月から 2021 年 6 まで行い、段階的に公園内を閉鎖した。また、東京 2020 大会後の仮設施設の解体復旧工事は、大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放した。

表 4.2-1 工事工程

工種/工事月	2019 年	2020 年				2021 年				
	3	6	9	12	15	18	21	24	26	
仮設設備工事										
解体復旧工事										

(2) 施工方法の概要

1) 仮設工事

仮設施設として、観客席、プレハブ、テント、ユニットハウス及びセキュリティフェンスの設置等を行った。

トライアスロンのバイク及びランのコースは、計画地外の周辺道路にも設定したが、計画地外の競技エリア工事（一部フェンスの撤去等の軽微なものを除く）は実施しなかった。大会前に設置し、大会後に撤去する水中スクリーンは、水上にフロートを浮かせて海中にスクリーンを張る仕組みとなっており、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しなかった。また、水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法とした。

2) 解体復旧工事

仮設施設を撤去し、計画地内の原状回復を行った。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-5 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）、首都高速 11 号台場線を利用し、周辺の教育施設から隔離を確保した既存の車両出入口で出入場した。

また、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底した。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値以上）及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努めた。

表4.2-2 主な建設機械

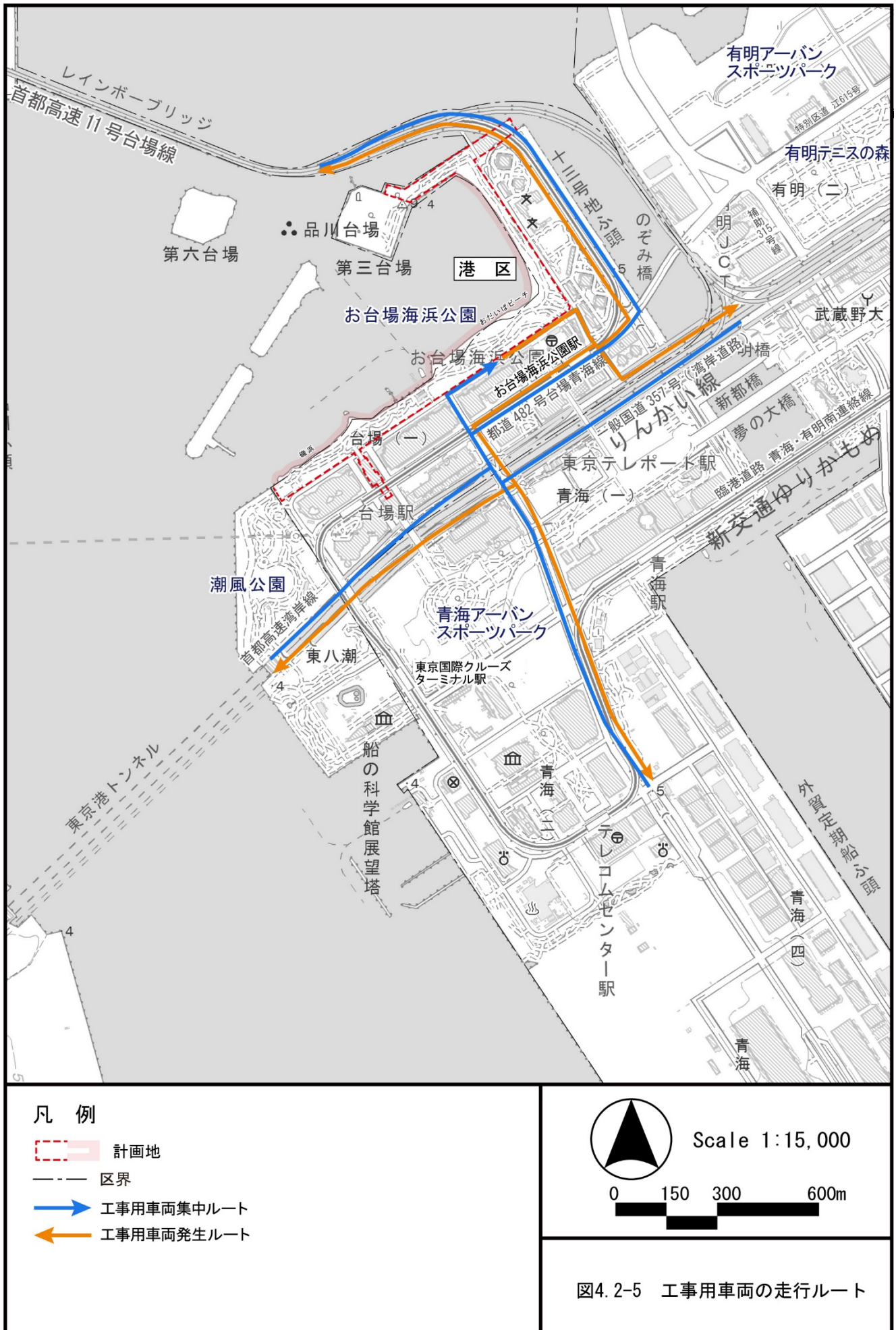
工 種	主な建設機械
仮設工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体復旧工事	ラフタークレーン、バックホウ

(5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な建設廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切に処理した。

なお、仮設施設のプレハブ、テント等の資材等は極力リースで調達し、大会後の仮設施設の解体復旧工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用した。

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



4.2.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

(1) 環境保全に関する計画

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「港区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-3(1)及び(2)に示すとおりである。

表4.2-3 (1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行った。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減した。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行った。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行った。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努めた。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置した。 ・品川台場（第三台場）は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わなかった。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努めた。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を採用した。

表4.2-3 (2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
港区環境基本計画 (平成30年2月)	本計画では、めざす環境像として、以下の6つを示している。 ・安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現 ・協働による循環型社会の形成 ・健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全 ・快適で魅力ある都市環境の形成 ・自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出 ・環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行った。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減した。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行った。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行った。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努めた。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置した。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わなかった。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努めた。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を採用した。

4.3 お台場海浜公園の計画の策定に至った経過

お台場海浜公園は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのトライアスロン、水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロン及び自転車競技（ロード・レース）のための仮設による会場として計画された。

このうち、パラリンピックの自転車競技については、平成30年3月7日のIPC理事会において、競技会場を富士スピードウェイとすることが承認された。

5. 調査結果の概略

本フォローアップ調査は、大会開催前及び開催後の時点における「自然との触れ合い活動の場」、「史跡・文化財」の調査結果である。調査結果の概略は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
1. 自然との触れ合い活動の場	ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 事業の実施による計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への直接改変は生じなかった。計画地が位置するお台場海浜公園には、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっていたが、大会に伴う仮設整備工事等で一時的に利用できなかった。大会開催後には全ての仮設施設を撤去し原状回復を行い、また、仮設施設の設置箇所の調整等により樹木除去を行った箇所においても、同等種のクロマツ、マテバシイ、ウバメガシ、ベニカナメモチ等の高木 22 本、低木のトベラやアベリア 109 本を復植し、原状回復を行ったことから、自然との触れ合い活動の場は維持された。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は概ね一致する。 イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じた。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置やホームページでのお知らせにより周知した。また、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行うことで公園を開放し、自然との触れ合い活動への影響を必要最小限にとどめた。 さらに、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用を基本とし、工事関係者への工事用車両の不要なアイドリングの防止を徹底するよう指導することで、大気汚染、騒音・振動の低減に努め、周辺の自然との触れ合い活動の場への影響を極力低減した。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は概ね一致する。 ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されていた。 さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置することで、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持された。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は概ね一致する。
2. 史跡・文化財	ア. 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度 計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場を直接改変することにはなかったため、仮設施設の整備による現状変更は生じなかった。また、品川台場（第三台場）周辺での仮設施設の設置及び解体復旧工事に当たっては、慎重に施工し、振動の低減に努めた。水中スクリーンの設置は、第三台場に直接固定するのではなく、第三台場前面に敷設した土のうに固定することで、史跡に影響を与えない工法とした。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、またその保存に影響を及ぼさない工法としたことから、文化財等への損傷等の影響もなかった。 以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。